

## スマートネット北九州 会則

### (名 称)

第1条 この会は、スマートネット北九州（以下、本会）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、北九州においてボランティア精神を発揮できる自己実現の場としてサークル活動を運営し、心身ともに健康な生活を維持していくことを目的とする。

### (組 織)

第3条 会員は、北九州市内およびその近郊に在住するものとする。  
なお、入、退会は本人の申し出によるものとする。

### (事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。  
(1) 会員自ら地域でのボランティア活動に積極的に参加する。  
(2) 会員相互の親睦を図るための各種行事を計画し実行する。  
(3) サークルの発展や動向を、可能な限り活動サポート委員会において周知する。  
(4) ホームページによる本会の情報提供と入会案内を行う。

### (会の役員)

第5条 本会に次の役員を置く。  
(1) 代表者 1名（活動サポート委員会を総括する役員）  
(2) 役員は各サークルのリーダーが役員を兼ねることとする。  
（SNQシアター・スマホ講座・脳トレ指トレ講座・えがおの会  
・魚町サロン・脳トレ書道・）  
(3) オブザーバーは 本会の運営と発展に貢献していただける会員（若干名）  
(4) 事務担当は ①総括 ②会計 ③情報管理(HP・ML) ④会計監査を配置する。

### (会の運営)

第6条 会の運営は活動サポート委員会（以下、活サポと称する）の合議で運営し代表が招集する。  
議決方法は出席した役員の過半数で議決し、賛否同数の場合は代表の決するところによる。  
活サポは、第5条のメンバーで構成し、原則として月1回開催する。  
但し、代表が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。  
(1) 代表は本会を統括する。  
(2) サークルリーダー役員は、活サポで本会の議案を決議する。  
(3) 事務総括担当は、事務全般を統括し実施する。  
(4) 会計担当は、年会費の収納および各催事の収支等 会計全般を行う。  
(5) 情報管理担当は、ホームページおよびメンバーリストの管理を行う。  
(6) 会計監査は、本会の会計業務を監査する。

(役員任期)

第8条 代表の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

代表の補欠により中途就任したときは、前任者の残任期間とする。

なお、サークルリーダー役員はサークル活動の状況で就任、辞任とする。

(当会の年度は6月1日から翌年5月31日までとする)

(会費)

第9条 本会の円滑な運営を図るため、年会費を3,000円とする。

但し、10月以降に入会したときは半額の1,500円とする。

(所在地)

第10条 本会の所在地は、北九州市小倉南区上貫3丁目6番13号に置く。

(設立年月日)

第11条 本会の設立年月日は、令和5年6月1日とする。

(付議)

1. 本会の会則は、令和5年6月1日から実施する。

以上